

第7 道路上に設置するバス停留所等の上屋

1 運用上の留意事項

- (1) この基準は、道路上に設置する建築物のうち、バス事業者が設置するバス停留所上屋及びタクシー事業者が設置するタクシー乗車上屋（以下「バス停上屋」という。）について適用する。
- (2) 道路上に設置するバス停上屋は、建基法第44条第1項第2号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に該当するものであること。

2 審査基準

- (1) バス停上屋の柱は、消火栓、防火水槽等の消防水利から、概ね1m以上離して計画されていること。
- (2) 防火対象物に設置されている連結送水管、連結散水設備若しくはスプリンクラー設備の送水口又は消防用水の採水口の操作障害とならない位置に計画されていること。
- (3) 防火対象物に設置されている避難器具の降下障害とならない位置に計画されていること。
- (4) その他、消防活動上支障が生ずる位置を避けて計画されていること。

3 事務処理要領

- (1) バス停上屋設置の調査申請書が申請者（道路占有者）から提出された場合は、文書管理システムで収受し処理すること。
- (2) 前2の基準に基づく審査は、申請書に添付された図書により実施すること。この場合において、必要に応じ現地調査を実施すること。

【参考】 設置基準

- (1) 設置場所
 - ア 歩車道の区別のある道路にあっては、幅員が原則として3メートル以上の歩道部分とすること。
 - イ 歩車道の区別のない道路にあっては、道路の法敷等とすること。
 - ウ 道路管理上支障のない場所とすること
- (2) 構造等
 - ア 上屋の主要構造部は、鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし地震、風圧、雪荷重等に対し十分に安全な構造とすること。
 - イ 上屋の主要構造部は他の建築物（公共用歩廊を含む。）に接続しないものとする
 - ウ 上屋は原則として壁面を有しないこと。
 - エ 上屋には装備のための電気設備の設置は認めないこと。ただし、照明施設はこの限りではない。

第7 道路上に設置するバス停留所等の上屋

(3) 規模

ア 上屋の幅は、原則として2 m以下とする。ただし、5 m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りではない。

イ 上屋の長さは、原則として12m以下とする。ただし、駅前広場等の島式乗降場については、この限りではない。

ウ 上屋の長さは、原則として路面より2.5m以上3.5m以下とすること。

(4) その他

前(1)から(3)に掲げるほか、設置場所、構造等、占用主体及び管理の基準については「バス停留所の上屋の道路占用について」(昭和52年12月27日付 建設省道路局長通達)によること。